

熊取町グローバル人材育成支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金交付規則（昭和51年規則第3号）に定めるもののほか、熊取町グローバル人材育成支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 国公立の高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校（1年次から3年次）及び私立の高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程をいう。
- (2) 短期留学 高等学校等が教育活動の一環として長期休業期間等を実施する概ね1週間から1ヶ月程度の海外派遣プログラムをいう。
- (3) 対象生徒 高等学校等の正規の課程に卒業を目的として在籍し、当該在籍校が実施する短期留学に参加する生徒をいう。
- (4) 代表保護者 対象生徒の保護者のうち主たる生計維持者をいう。

(交付対象経費)

第3条 支援金の交付対象経費は、当該年度に実施される短期留学に要する費用のうち、対象生徒の在籍校又は在籍校が指定する企画・実施事業者に納入する費用に限る。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1人あたり10万円を限度とし、予算の範囲内とする。ただし、交付対象経費が10万円未満の場合は交付対象経費（千円未満切り捨て）を支援金の額とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付申請は、代表保護者が次の各号に掲げる申請資格をすべて満たす場合に限り、当該代表保護者が行うことができる。

- (1) 交付申請を行う年度の前々年度の1月1日以前から交付申請日に至るまで、引き続き本町に住民登録していること。
- (2) 交付申請日において納期が到来している本町町税に未納の税額がないこと。
- (3) 本要綱による支援金以外の支援金等（給付金や補助金、交付金等のいかなる名目による場合を含む。）の適用を受けていない者

2 支援金の交付申請を行う代表保護者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）、収支計画書（様式第3号）、熊取町グローバ

ル人材育成支援金交付申請補助資料（様式第4号）を本町に郵送又は持参しなければならない。

- 3 申請者は、第1項各号の申請資格に関する当該代表保護者に係る個人情報について、本町の管理する住民基本台帳の情報及び税情報を用いて、本町が確認することに同意しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第6条 町長は、交付申請を受理したときは、前条第1項各号の申請資格の確認及び補助金交付規則に定める様式その他関係資料を審査のうえ、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第5号）を当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、支援金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、支援金の交付を決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、条件を付することができる。

（内容の変更・中止等）

第7条 交付決定者は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、補助金変更交付・中止申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、補助金の変更又は中止の決定をしたときは、当該申請をした申請者に対し、補助金変更交付・中止決定通知書（様式第7号）を交付するものとする。

（修了報告）

第8条 交付決定者は、対象生徒が短期留学を修了したときは、実績報告書（様式第8号）、収支精算書（様式第9号）、実績報告補助資料（様式第10号）、請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（支援金の交付）

第9条 町長は第8条の規定による提出があったときは、速やかに当該書類の内容を審査し、適当と認めるときは、支援金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受けたことが判明したとき。
- （2）支援金を他の用途に使用したことが判明したこと。
- （3）交付決定に付した条件その他法令等に基づく町長の処分に違反したとき。

（返還）

第 11 条 町長は、前条の取り消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、交付決定者にその返還を命ずるものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 6 日から施行し、令和 7 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。